

支部の責任を負ふものとす。
第七條 支部規約は理事會の承認を経るを要す。

第二節 補充部

第八條 補充部には組合員にして其勤務する工場或は居住する地域に支部なき場合之に屬すべきものとす。
第九條 補充部は組織部の統轄の下におき、執行委員會責任を負ふものとす。
第十條 補充部は組合の決議機關に參與する資格を有せず。

第三章 機關

第十一條 本組合は左の機關をおき會務を處理す。
一、大 會、二、理事會、三、執行委員會
四、専門部、

第一節 大會

第十二條 大會は本組合の最高決議機關にして、各支部より組合員百名未満は十名に就き一名、百名以上は十五名を増す毎に一名、三百名以上は二十名を増す毎に一名の割合を以て選出されたる代議員を以て構成す。

第十三條 代議員の選出方法は各支部に於て之を定め其資格を證明する信任状を大會に提出するものとす。

第十四條 大會は毎年一回定期に開催し組合長之を召集す。但理事會之を必要と認めたる場合又は組合員三分の一以上の要求ありたる時は、臨時大會を開催するものとす。

第十五條 執行委員は大會に於て發言權を有するも決議權なし。
第十六條 大會は代議員三分の二以上出席するに非ざれば成立せず。

第二節 理事會

第十七條 理事會は大會より次期大會までの決議機關にして、毎月一回定期に開催し、組合長之を召集す。但執行委員會必要と認めたる時は理事會三分の一以上の要求ありたる時は緊急理事會を開催するものとす。

第十八條 理事會は各支部より左の割合を以て選出されたる理事を以て構成す。
(一)百名未満二名、(二)百名以上百名を増す毎に一名を加へるものとす。但し端數半數以上なるときは一名を加へる事を得。

第十九條 執行委員は理事會に於て發言權を有するも決議權なし。
第二十條 理事會は理事三分の二以上出席するに非ざれば成立せず。

第三節 執行委員會

第二十一條 執行委員會は連帶責任をもつて大會及理事會の決議を執行す。但緊急必要ある場合は大會又は理事會の決議を俟たずして適宜の處置をなし、大會及理事會の事後承諾を経るものとす。

第二十二條 執行委員會は大會に於て選出されたる九名の執行委員を以て構成す。

第二十三條 執行委員會の内規は理事會の承認を経る事を要す。

第三十條 本組合に左の役員を置く。

(一)組合長一名、(二)執行委員 九名、

(三)書記一名、

第三十一條 組合長は大會に於て選出し、大會及理事會の議長にして、本組合を代表す。

第三十二條 執行委員長は執行委員會にて互選し、執行機關を代表す。

第三十三條 執行委員は大會に於て選出し、連帶責任を以て會務を執行す。

第三十四條 書記は執行委員會之を任命し、事務の執行を補助するものとす。

第三十五條 役員任期は大會より次期大會までとす。但し再任を妨げず。

第三十六條 役員にして缺員を生じたる場合は、理事會に於て選出補充するものとす。

第五章 會計

第三十七條 組合費は一月分三十圓とし、毎月前納するものとす。
第三十八條 支部に於て必要と認めたる時は組合費を減額亦は全免する事を得るものとす。但し執行委員會の承認を経るを要す。

第三十九條 本組合の收支決算は毎年大會の承認を経るを要す。

第四十條 本組合の財産管理及び會計監査に關しては、執行委員會の連帶責任とす。

第四十一條 組合費は如何なる理由に依るも返戻せず。

第六章 加盟退還及罰則

第四十二條 本組合に加入せんとするものは申込用紙に所要の記入をなし、本部又は支部に届出するものとす。
第四十三條 加入者は加入金二十圓を納め、メタル及組合員證の交付を受くべし。

第四十四條 本組合を脱退せんとする者は其理由を明記して所屬支部の承認を受け、メタル及組合員證を返戻し、脱退と同時に組合員としての一切の權利を失ふものとす。

第四十五條 本組合は左の各項に該當するものに執行委員會より警告勸告を發し、亦は理事會理事出席者數の三分の二以上の賛成を以て組合員名簿より除籍するを得。

(一)、組合費三月以上理由なくして滞納したる場合

(二)、本組合の目的規約並びに重要決議に違反したる場合

(三)、間諜行為ありたる場合。

第七章 附 則

第四十六條 本組合は本部を東京市内におく。

第四十七條 本組合の規約は大會出席代議員總數の三分の二以上の賛成を得るに非ざれば變更する事を得ず。

第四十八條 本組合の議事は特別の規定なき限り、過半數を以て決し、可否同數なる場合は議長之を決す。

第四十九條 關東地方師議會に本組合より選出すべき評議員及各種専門部員は執行委員會之を互選或は任命するものとす。

第五十條 本規約は大正十四年八月三十日より之を實施す。